

批判哲学における可能的知覚の役割

市 吉 経 泰

カントが批判哲学の形成、とりわけア・プリオリな総合判断の可能性の探求にあたって、数学にこの判断の典型的事例をみていたことはしばしば言及される¹⁾。1760年代のカントは、イデアールな根拠とレアールな根拠の総合的把握に苦慮していたが、この企図の端緒をなしたのは、クルジウスによる、同一律によっては証明不可能な命題の提示であった（XXVIII S. 10ff.）²⁾。本稿は発展史的研究を行うものでないが、単なる概念の分析には尽くすことのできない命題の存在が批判哲学の生成に関与したことは銘記したい。以下では『純粹理性批判』における総合判断を、数学と力学的原則とにおける認識根拠と対象規定の関連から検討し、力学的原則についてこの関連を実現する契機として可能的知覚を取りあげる。

『批判』は、ア・プリオリな総合判断の可能性を、その妥当性の条件と範囲にわたって論ずるならば、総合判断の可能性の説明が「超越論的論理学における最重要事である」（A154B193）という。ア・プリオリな総合判断は、それをめぐって認識の客観的实在性が論じられ、この判断の可能性が経験の可能性へと収斂する仕方、経験の根源的把握にかかわるものである。感官が受容的である我々にとっては、この判断を介することによってのみ、経験的認識の本質構造、つまりこの認識の客観的に実在的である

1) カント自身の言明は、例えばVIII S. 246にある。そこで彼は数学の命題における総合判断の数の多さ、哲学におけるその少なさをいう。

2) カントの著作からの引用は本文に明記する。『批判』からの引用は版の別をABで示す。『論理学』、『プロレゴメナ』は節番号のみ明記する。他の著作はアカデミー版の巻数とページ数を記す。なお『論理学』はフォアレンダー版を使用した。

ことによって知られる、経験領域そのものの本質構造が明らかになるであろう。

しかしそもそもア・プリオリな総合判断は、多岐にわたる諸判断を含んで判断の形式上の一区分をなすものであり、判断の内容についての一般的、積極的な立言は、この判断を集中的に論じた『批判』の緒論には見受けられない。むしろそこでのカントの意図は、さしあたり異種的な諸認識（例えば数学、自然学、形而上学、そして経験的認識一般）が、概念分析と矛盾律のみを根底におく、分析判断からは成立し得ず、総合判断という形式をとらざるをえないことの指摘にある。総合判断は、概念を出て第三者 *das Dritte* に関係する限りでのみ、その妥当性を論じられうる判断である。概念の分解によるア・プリオリ性の提示という方途を断たれた諸認識が、なお普遍妥当性を主張しうる方法は、総合判断としてのア・プリオリ性を確言されるより他にない。ここにア・プリオリな総合判断をその可能性において探求する批判哲学の道程が位置するのである。

「ある認識が客観的実在性を持つべきならば、つまり、対象と関係し、これ [対象] において意義 *Bedeutung*……を持つべきならば、対象は何らかの仕方で与えられうるのではなくてはならない」(A155B194)。ア・プリオリな総合判断は、それ自体が批判をまたずにすでに認識として成立しているかいなかにかかわらず、もし経験の対象に関係するならば、この関係が可能性において条件づけられ、対象の範囲を確定されている筈である。この判断は、概念を越えて、可能的経験に関係することによって右の条件と範囲を得るのである。さて原則は、直接的に確実なア・プリオリな判断であり (Logik, § 34)、他の判断が、それから証明されるものであって、自らが他の判断によって証明されることはありえない。こうした原則というあり方をとるア・プリオリな総合判断によって、経験における可能性の条件を示すことが、『批判』原則論の果たすことである。本稿は、これら悟性原則のうち、とりわけ力学的原則が、判断において経験の条件をなすために、「可能的知覚」*mögliche Wahrnehmung* という契機を必要とすることを示すものである。可能的経験への超出 *Hinausgehen* というものはやそれ以上遡り得ない、経験領域の根源的把握に際して可能的知覚は、この領域の必然的性状を自らにおいて明らかにする。しかし可能的知覚に問題を

限定するのに先立って、力学的原則の持つ固有性が把握されなければならない。この把握は、原則が判断という形式をとることの理解に寄与するだろう。

ア・プリアリな総合判断は、総合判断として、第三者への超出に即してそのア・プリアリ性を論じられるものであった。しかし、ア・プリアリな総合判断における第三者は、経験の可能性をめぐってのみ、可能的経験に特定されるのである。何らかのこの種の判断が、経験とは当面別個の領域で、すでに認識として成立しているのであれば、この際第三者が、経験の可能性とは異なった水準で語られうるものでなければならない。カントはこうした認識として数学をとりあげ、経験に先行する認識である限りのこの学の条件として直観を論じる。ア・プリアリな総合判断の典型的事例と思われる数学的認識の、このような導入によって『批判』は、第三者への超出の機構を提示する。同時にそれは、純粹直観に直接の支持を求められない力学的原則の、概念による認識 *die Erkenntnis aus Begriffe* としての哲学に固有の問題性を浮き彫りにする³⁾。以下ではまずこの場面、数学的認識の特殊性と、それからの隔たりによって提示される批判哲学の課題から論じていく。次に、唯一内的関係の見出されるところである内的感官の形式に、関係のカテゴリーを表出することによって系列をなして現れる、可能的知覚の生成の過程を追うところから力学的原則を検討する。

—

分析判断と総合判断の相違は、『批判』の緒論に論じられる。分析判断が主語概念の分解によって述語の獲得されるものであるのに対し、総合判断は、主語概念以外のものによって主語と述語の結合が可能になる。さて、経験的判断はすべて総合判断である。それは主語概念には含まれていない

3) 哲学的認識を概念による認識、数学的認識を概念の構成による認識と捉え、両者を対比的に把握する (A713B741) ならば、原則論において力学的原則と対置される数学的原則の位置付けが更に検討を要する事項となる。カテゴリーに基づき経験の可能性を規定する限り、数学的原則は飽くまで悟性原則である。ところが構成による現象の産出が可能な点で (A178f. B221) 数学的原則は、(それが現象への適用を可能にするところの) 数学的認識と類似の性質を持つ。この問題は本稿では扱えない。

述語を、経験された内容から得て、主語と結合する判断である。しかしもしア・プリオリな総合判断があるならばそれは、ア・ポステリオリな個々の具体的経験に結合の支持を求めることができない。この判断は経験の支持によらないその結合が、ア・プリオリであることによって必然性を獲得するのである。このように総合判断としての存立が不明なもの、解明されるべきものとして、ア・プリオリな総合判断は導入される。経験的判断における第三者が個々の経験であることを示した後に、経験一般についての命題（事例は「あらゆる生起するものは原因を持つ」）が、ア・プリオリな総合判断として挙げられ、後者の場合の第三者の不明が指摘されるのであるから、ア・プリオリな総合判断の可能性を経験の可能性の問いとして解明する行程はここにすでに見取られてよい。経験一般について言及し、その可能性を示す命題は、普遍性を主張するためにア・プリオリでなければならない。『批判』は更に、単なる経験には見出されないア・プリオリな概念が経験一般を表現する命題の述語を占めるという事態から、この命題の総合性をも提起するのである。

これに対し数学的認識は、総合をなす第三者が直観であること、つまり総合性の由来のすでに判明なものとして、同じくア・プリオリな総合判断として定式化されているように思われる。ここに、ア・プリオリな考えいれ *hineindenken* によって「一個の学の確実な歩み」(BXI) をすでに踏み出しているもの、批判哲学に対してモデルを提供するものとしての数学の位置付けをみることはたやすい。しかし数学的認識が直観において概念からの超出を果たす点に、この認識のア・プリオリな総合判断一般に対する範型的役割をみることは、『批判』においてア・プリオリな総合判断が、第三者への超出に即してその可能性を探求されることを予示するにとどまる。このようにア・プリオリな総合判断を一般的に示すことは、それを拡張判断と換言することと同様、分析判断との相違において総合判断の特性を表すより先に進んでいない。まず総じて総合判断をなすといわれる数学的認識に即して、判断がア・プリオリに総合的であるとはどういったことなのかを明らかにしたい。

カントは数学的認識を概念の構成による認識とし、概念を構成することを概念に対応する直観をア・プリオリに現示 *darstellen* することとする。

カントの挙げる事例をみよう。「この〔三角形の〕概念に対応する対象を、あるいは単なる構想によって純粹直観において、あるいはこれ〔純粹直観〕にしたがって紙の上に経験的直観において現示することによって、私は三角形を構成するが、いずれの場合もなんらの経験からもこれに対して範型を借りることなく、まったくア・プリオリに行われる」(A713B741)。数学、とりわけ幾何学の概念が、直観において自らの対象を構成(作図)する規則を含んでいることは、肝要である。幾何学において概念は、その対象を自らア・プリオリに産出する。この際直観が純粹であるか経験的であるかは問われなくてよい。いずれの場合にも構成がア・プリオリであることは損なわれない。

しかしこの学の認識の特殊性が概念の構成による認識にある、といわれる概念と直観との関係には、更に踏み込んで看取されるべき点がある。対象の産出は、対象を概念にしたがって直観において表す数学的定義による(A242)。この定義は「客観の必然的条件として、それによって客観が可能になるような働きを言明する」(Logik, § 32) 命題である「実践的命題」を含む。さて、作図によって「示された個々の図形は、経験的ではあるが、概念を、その普遍性を損なうことなく表現するのに役立つ。こうした経験的直観において、この概念にとっては、例えば辺や角の大きさのような多くの規定はまったく重要でないものであり、概念の構成の働きにのみつねに着眼されるのであって、上述の、三角形の概念を変化させない相違点は捨象されるからである」(A713f. B741f.)。対象の条件が働き(作図)であり、それは概念に属していると考えられる。しかしこの条件は、直接に個々の対象を表しうる限りで、つまり働きが実現されうることによって対象の可能であることを示す。個々の対象が概念の普遍的規定を表しており、これにかかわらない規定が度外視されることは概念の働きを損なうものでない。働きによる対象の現示によって概念の普遍性が一個の個別の対象に現されうることは、あらゆる個別の対象にこの普遍性が及ぶことであり、概念が自らの働きを根拠として、個別的な対象領域への超出をとげていることを示すという意味でこの認識の総合性を表す事柄である。超出のとげられるところである直観は、この学に固有の対象領域として扱われており、それ自体が主題化されてはいない。この学に経験への適用の可能を提示するこ

とは批判哲学の扱う事柄である。

ではア・プリオリな総合判断の典型に数学があげられるのはなぜか。命題によって第三者への超出が果たされておりそれゆえ総合的であるような数学の事例は、定義をなす命題に限ってすでにみた。以下ではこのことを数学的命題一般の事柄として考えたい。主語と述語の結合において超出の契機の内在于、総合判断としての命題に加えるものが示されるなら、右の問いは解明されたといえるだろう。

総じて総合的であるといわれる数学的命題をめぐってカントは「総合的命題は、なるほど矛盾律によって理解されうるが、これはその命題がそこから推論されうる、他の総合的命題が前提される限りのことである」(B14)⁴⁾という。矛盾律は或る徴表が主語の概念を共になしている mit ausmachenことを前提に (A153B193) この主語と他の述語との結合を矛盾を含むかいなかについて判断する命題であり、「いかなる物にもそれと矛盾する述語は属さない」(A151B190) と定式化される。こうして「無学な者は学がない。kein ungelehrter Mensch ist gelehrt」は徴表Ungelehrtheitが主語概念を共になしているもので、それに矛盾する述語gelehrtと主語とは否定的に結合される。これは単に主語概念を分解することと換言してよい。『批判』は「Bである或る物Aが同時にBでないことは不可能である Ein Ding = A, welches etwas B ist, kann nicht zu gleicher Zeit non B sein」を矛盾律の妥当な定式としない (A152B191f.)。時間関係への言及という総合的要素が含まれているからだが、この「誤解」は物の述語をまずその概念から切り離し、それからこの述語の反対を結合するために生じるという。徴表が主語の概念を共になす、とはある述語Bが、対象を示す述語Aを概念において限定する仕方、つまりBという述語を必然的に含むAとして、命題における主語をなしていることである。この前提を顧慮する限り、単に主語の概念を分解することが矛盾律にしたがって理解することと考えられてよい。

この了解をもって数学の命題における矛盾律による理解を検討する。L.W.ベックは先の引用箇所（「総合的命題は、なるほど矛盾律によって理

4) 『プロレゴメナ』 (§2) に全く同一の箇所がある。

解されうるが、これはその命題がそこから推論されうる他の総合的命題が前提される限りのことである」)について、1) 数学の命題(定理)は飽くまで総合的であるが、厳密な論理的手続きと解される限りの矛盾律によって証明されること、2) 命題はその前提に総合的命題(公理、定義等)があるならば、総合的とよばれることを説いている。さらに1)をめぐって、命題は矛盾律によってのみ証明される場合に分析的であるとしたうえで、引用の場合には矛盾律に照らされるのが当の命題内部の自己矛盾でなく、他の命題との矛盾であるとして、当の命題の総合性を、矛盾律の適用によって損なわれないものとする⁵⁾。この理解によって、数学的概念は、命題における単なる概念としては、直観への超出によってそれに属する規定を含んでいないと確言できる。証明における推論の過程で或る命題内の諸述語間に矛盾が問われるのは、他の命題に現れる諸述語との関係においてである。定義が構成の働きを含む数学的概念はしかし、この概念についての既存の他の命題の述語と、ア・プリオリな直観においては対象の規定を共になしているものと考えられる。この「共になしている」ところが単なる概念でないことによって、数学的概念に総合性が認められる。そしてこの概念は数学的对象という物の概念であり、かつこの対象にその普遍的規定を唯一与えうるものである。勿論、定義、原則を除いて、あらゆる述語が論理的手続きによって証明される命題群(数学の定理)があるならば、この手続きによる限り、対象への指示は顧慮されなくとも論証は行われうるだろう。この限り、定理における述語の結合は他の命題との連関にのみ基づいている。しかし推論の進展は、数学が認識として対象の規定である限り、推論の前後において同一と理解される物の規定の進展であることが前提されている筈である。この前提を充たす対象領域(直観)への超出が構成によって果たされている点で、数学の命題は総合的なのである。

二

これに対し、力学的原則がア・プリオリに総合的であるのはいかにして

5) Lewis White Beck, Can Kant's synthetic Judgments be made analytic?, in : *Kant Studien* 47 (1955/1956), p.179f.

か。経験的認識が成立する場合、諸知覚の結合はカテゴリーによって必然的規則を得ているが、それはこの規則が、知覚の対象の、時間における現存在の関係を把握することによっている。他方、対象の現存在そのものは現実的知覚においてはじめて出会われるものであるから、概念の構成によってそれを把握することはできない。しかし知覚されうる対象は現象における対象であり、時間に存する。ア・プリオリな総合判断の述語はここに関係する。対象の現存在そのものは概念によって把握されるものでないにもかかわらず、現存在の関係はカテゴリーによってのみ示されるのである。

「あらゆる可能的知覚は覚知の総合に依存し、それ（この総合）そのものは経験的総合で、超越論的総合つまりカテゴリーに依存する。それゆえあらゆる可能的知覚、つまり経験的意識に常に至ることのできるあらゆるもの、すなわち自然のあらゆる現象は、結合に関してカテゴリーのもとに立つ」（B164f.）。内的直観はそこに諸表象の関係の取り結ばれるところだが、関係規定そのものは、統一を前提とするカテゴリーの働きがもたらすものである。したがって例えば原因のカテゴリーを感性に適用する場合、「わたしはこれによって生起する全てのものを時間一般においてその関係について規定する。」したがってこの出来事における覚知、つまり可能的知覚に関していわれる出来事そのものが、原因結果の関係の概念のもとに立つ」（B163）。カテゴリーによる関係規定こそが時間における関係規定の根拠である。この規定は、その都度の現実的知覚に先行してあらゆる知覚に及ぶものであり、必然的結合が求められる限りでの、知覚そのものの条件である。この根拠がなければ「我々がもし諸知覚連合の能力を持っているとしても、それら（諸知覚）もまた可連合的であるか否かはそれ自体では全く未規定で、偶然的なままであろうから」（A121f.）である。知覚の結合の可能性という認識の根拠は、時間における知覚対象の可能性をも示す。このことを第三原則にみてゆく。

第三原則は総じて対象が「時間において客観的に在る仕方」（B219）を、対象の現存在における関係において示すことが目指されている。しばしばいわれる時間そのものの知覚の不可能は、その都度出会われる知覚が時間を表示しないこと、むしろ時間規定によって知覚の系列において、時間が表示されるべきことを表している。ここにこの原則に固有の問題をみとり

たい。諸知覚が時間関係をなしているならば、それらに時間における性状を与える根拠がある筈である。この根拠が認識の側から提示されるのであればそれは、時間関係の認識を可能にする条件である。さて関係規定が時間において可能であるのは、結局そこにこの規定に適って関係をなすもの、諸知覚の対象が求められうる場合である。しかしこのように対象が求められうることは、認識を可能にする条件によって、諸知覚において把握されるので、この条件は諸知覚の対象が認識可能であることを示すにとどまる。ところが我々の知覚の対象は感性に与えられる表象である。こうした対象がその全範囲にわたってこの条件のもとにあるのであれば、この条件は同時にまた知覚の対象の可能の条件である。この論旨の最も明瞭にみてとれる、「それ自身が関係を含むというよりむしろそれ〔諸関係〕の条件である」(A187B230)実体のカテゴリーから順にこのことを見ていこう。

実体のカテゴリーは、現象における変化が実体の状態の変化（変移）、すなわち実体の規定とされることを介して、諸知覚結合の条件として機能する。あらゆる知覚は、実体の実存在の仕方であって、持続する実体のさまざまな変移する状態である。時間における対象がこの状態として規定されるのであるから、知覚されるあらゆる事物は、状態を変化させていなければ持続した状態として、変化していれば持続する実体の異なった状態（変移）として、異なった時間にわたって現存在する。このことは連続的時間において知覚の対象一般に不定の持続が認められることである。時間における対象は、実体の規定という可能性の条件を充たさない限り時間に位置を占めないもの、ありえないものになってしまうだろう。「生起、消滅は単に持続体の規定に関わらない限り、全く可能的知覚でありえない」(A188B231)。持続する実体のさまざまな状態と見られる限りで事物は可能的知覚である。原因のカテゴリーは、「継起あるいは生起するものが、先行する状態に含まれていたものに、普遍的規則にしたがって継起しなければならない」(A200B245)という継起の規則性について経験の条件である。この条件が諸知覚の結合において機能することは、それらが可能的知覚の系列をなしていることとして了解される。「ここ〔右の規則〕から現象の系列が生じるが、この系列は、悟性によって、あらゆる知覚が位置を占めなければならない内的直観（時間）の形式にア・プリオリに出会われる

のと同じ秩序と連続の連関とを、可能的知覚の系列において産出し、必然的にする」(ebd.)。相互性のカテゴリーは諸物の交互作用を同時的と前提することにより、それらの共存の経験を可能にする。相互作用をなす諸実体は「継起が……同時に実存在するものとして表象されうるために、一方の知覚が他方の知覚を、そしてその逆もそうだが、根拠として可能にしていなければならない」(A214B261)。いずれの場合にもカテゴリーは、規定である自らが何に付されるものであるのかを、諸知覚結合において初めて明らかにする。カテゴリーが対象の可能性の条件であることを、現実的に規定された知覚に先立って示すものが可能的知覚である。こうして諸知覚は、カテゴリーのもとに立つこと、すなわち判断における述語にカテゴリーが位置することによって、それらが単なる表象の継起でなく、対象の客観的規定であることを認められる。

この際可能的知覚は、1) その都度出会われる現実的知覚が時間関係を表示しないものであったのに対し、他の知覚との、時間規定に適った結合の条件のもとにある。すなわち系列をなして時間関係を表示しうる。客観的結合の可能性が認められて、経験の条件に適っているという意味で、可能的知覚は可能である、つまり現象の系列においてある筈である。これが条件に適って系列をなすことは、不定の知覚を可能的なもの、ある筈のものにすることと考えられる。2) 現実的知覚が見出される機会の予見できないものであるのに対し、可能的知覚は見出されうる条件を備えたものとして、経験的には未規定なものであるが、求められうる知覚、見出されうる知覚である。

こうした二つの特徴を可能的知覚がともに持つと考えられる。可能的知覚は、一方でカテゴリーのもとにあるが、他方内容的限定は獲得されていなくてよい。それは、条件のもとに可能なもの、ある筈のものでありかつ、「それ自身単に可能なものである諸条件のもとでのみ可能なもの」(A232B284)、求められてよいもの、現実的には未規定な内容そのものである。総合判断がカテゴリーを述語に置くことによって可能的知覚の系列を得る。可能的知覚は、経験の条件によって、その条件のもとで知覚の対象がとりうる可能なあり方を現している。こうしてア・プリオリな総合判断は、判断における論理的主語を超出し、対象の可能なあり方を示す。対

象についてその形式であるカテゴリーは、対象において自らの妥当性、適用可能性を示すのみでなく、客観的実在性を表すという仕方で対象の性状を規定するのである。以下では第一類推に、可能的知覚の負うこの役割を更に検討する。

クリーブ⁶⁾は「あらゆる変移は（実体の）変化である」をカントが論証している箇所としてA188B231の一段落を引用し、幾つかの批判を加えている。この批判を追った後、それを本稿の議論から捉えなおしてみたい。

「変化は……諸実体においてのみ知覚されうる。生起、消滅は、持続体の単なる規定に関係しない限り、可能的知覚でありえない。まさにこの持続体が、ある状態から他の状態への、非存在から存在への、移行の表象を可能にする。それはそれゆえ、恒存するものの変移する規定としてのみ、経験的に認識されうる。何かが端的に始まると仮定せよ。するとその物が存在しなかった時点がなくてはならない。すでに存在したもの以外の何にこれ[この時点]を加えられるだろうか。先行する空虚な時間は知覚の対象でないのだから。この生起を、すでに存在し、この生起まで存続する物に結合するなら、後者は、持続体としての前者の規定である……」(A188B231)。

クリーブの批判は次の三点に要約できる。1.カントは生起の知覚に先行する、当の生起するものの不在の知覚が知られねばならないという主張をしており、このことは経験的検証が不可能である。2.知覚の対象が実体の規定であることを(推論によって)必然的なこととして導くことはできない。3.更に「変移が起こったことを(経験的に規定された仕方で)知覚することの必要条件は、変移が[実体の]変化であることだ」を示そうとしても「すべて知覚される変移は変化である」を示すことしかできない。従って、ある物の変移が他の物の状態の変化であることを結論づけうるためには、その物の変移が知覚されなければならない。誰も見ていないときに実体が創造、絶滅する可能性は排除されない⁷⁾。

6) James Van Cleve, Substance, Matter, and Kant's First Analogy, in : *Kant-Studien* 70 (1979), pp.149-161 なおクリーブは、『批判』からの本稿引用箇所のうち第一文は引用しておらず、また最後の文の「後者」を実体として先行する物、「前者」を生起するものとしている。

7) *ibid.*, pp.155-157

しかし引用の段落で、「変化の知覚は、実体の規定であることによって、可能的知覚である」、このことが、この箇所において示されるべきことである、と解釈するならどうであろうか。クリーブとは異なった見解に至ることをしめしたい。可能的知覚は、経験の条件に適った知覚であった。結合に際して求められる知覚は、カテゴリーを根拠に現存在の関係に即してある筈のものである。つまり可能的知覚である。このことを示すのが当該の段落である。空虚な時間が排除されるならば、ある知覚Aにそれと結合する知覚Bが先行していることが想定される。しかし事柄としてAに先行してBがある、としても、「経験的に認識されうる」ためには、つまりAの知覚を、求められているBの知覚と結合できるためには、当のAの知覚が何であるのかが知られなくてはならない。それは実体の規定である。この規定へと変移した同じ実体の他の規定が、Aとの結合を求められているBの知覚である。Bの知覚は、それが実体の規定として、現存在の関係においてAに対してある筈の可能的知覚である限りでAと結合可能である。この条件を充たすBが経験的認識において求められうるものである。こうしてクリーブに対して次のように答えることができる。1. Bを個別の現実的知覚において発見することは、提示すべき帰結としても、議論の過程に要求されるものとしても、直接に求められてはいない。Bが可能的知覚としてある筈で、求められうるものであること、Aもまた可能的知覚であって、こうして初めて両者が結合可能なことがこの議論の求めることである。2. 知覚が実体の規定であることは、それがなければ知覚が結合されないような条件として導入されている。推論に導きだされるわけでない。3. 変移の知覚の条件を、実体のカテゴリーの規定とする際に、カントはこの変移を知覚される変移に限っているのではない。時間に現れうる変移が、カテゴリーに適って、ある筈の知覚として系列をなしていなければならないこと、従って知覚されうる変移であることを示しているのである。

絶対的生起、消滅は、結合の及ばない状態を含む変移である。「空虚な時間は知覚の対象でない」。或る生起に先行する筈の、あるいは消滅に続く筈の可能的知覚は、単に諸知覚結合の条件を現すのみならず、こうして物の現存在の関係規定に関与する。規定が及ばない関係項、つまり関係規定における不在の現存在は、単にある筈のものの外、客観的時間規定が問

われないところとされる。このことは規定の内的契機である知覚の事情に由来するのではない。この規定の及ぶ範囲が現象に与えられる対象であること、この対象はそこ（現象）にある限りこの条件に適ってある筈なことを可能的知覚の系列が示したのである。カテゴリーが現象する限りの物の述語であることは、可能的知覚によってこうして示される。

三

知覚の結合についてア・プリオリな総合判断が可能であるのは、カテゴリーが根拠であり、可能的知覚の系列としてみとられる現象がカテゴリーのもとにあるからであった。こうしてア・プリオリな総合判断は、その論理的主語（例えば「生起するもの」）を越えて経験の可能性を示す。命題の述語によってア・プリオリで総合的な性状が対象領域に必然的に及び、そのことによって対象の可能性が表示されるという機構は、数学的認識が直観への超出において見とられる場合と同様である。いずれの場合も判断の主語において述語が含まれるというあり方はとられなかった。諸知覚結合の場合、可能性の根拠によって妥当であるこうした判断では、対象は第一義的に、ある筈のもの、可能的知覚においてとらえられるのであった。1783/4年に講じられたカントの形而上学講義で「それ〔論理的可能性〕と異なって、実在的可能性は矛盾律が及ばない」(XXIX. S.811)といわれているのはこうした対象の概念をめぐるものである。そこでは、それに不可能なもののみが対立するものとして「物」のもとで理解される「1.対象一般、2.可能なもの、3.肯定的なもの、ないし実在性、4.現実的であるもの」(a. a. O.)があげられている。しかしカテゴリーに適った可能なものは、こうして概念を越えて独自の領域を得る一方で「それ自身単に可能なものである諸条件のもとでのみ可能なもの」であり、あらゆる観点において妥当する「絶対的可能性」(A232B285)を持たないものである。

概念を越えて獲得された可能なものがそれと区別される、絶対的に可能なものとは、可能性の根拠である悟性に制限の付されていることを顧慮しない対象の思考の所産である。このことから、概念を増加させない、「客観的には総合的でない」(A233B286)様相の原則が必要とされる。最後に

この原則における可能的知覚の役割を検討する。すでに述べたとおり、可能的知覚は経験の条件のもとで可能なものであり、それゆえ可能性の要請にいう物である。この要請に先行して可能的知覚が論じられているのは、「私が現象を、時間においてその位置に関して規定されたものとして、つまり諸知覚の連関において規則にしたがって常に見出されうる客観としてみる場合に、そのことによって現実的となるような、可能的経験に属する知覚」(A200B245)が、関係の原則に必要とされたからである。可能的知覚はある筈のものであり、かつ経験的時間規定と内容が不定のもの、求められるべき不定の物としてこの役割を果たしていた。しかし知覚は本来現実性の要請に求められる、実存在的命題の総合性を担うもの、現実的知覚である。「我々はあの〔経験の〕類推を手引きにして、我々の現実的知覚から可能的知覚の系列へ至ることができる」(A226B273)。現実的に規定的な知覚においても、つまり知覚が内容を具体的、個別的に与えられている場合でも、それが系列において示されるのは依然、可能的知覚によってである。必然性の様相についても事情は同様である。すでに可能性においてカテゴリーの客観的実在性は示されているのだから、可能的知覚の系列は、それがあつた筈の他の知覚への結合を現すという限りでは、様相によって変更を求められるものでない。

しかし一方で、現実的に規定された知覚から可能的知覚が系列をなすためには、その進展において経験的法則に従うことが求められる。「ある知覚と経験的進展の法則にしたがって脈絡をなすものはすべて現実的である」(A493B521)。こうした可能的知覚の系列は未来にも過去にも及ぶもの(A495B523)であり、いずれの場合も現在の現実的知覚に始まり経験的法則にしたがって進む。このようにその一端を現実的に規定されて始まり、経験的法則にしたがうことで、可能的知覚の系列は、個別的表象としてのあり方を明瞭にされる。ミルメッドは、現実的経験が展開するなかで、まだ現実的規定が及んでいないという意味で可能なことを、実在的可能性に対し「規定された可能性」⁸⁾と呼び、一端がすでに現実的知覚において与えられて進行しつつある系列を描出する。そしてまさに現実的規定が加え

8) Bella K. Milmed, Kant on possible Experience, in : *Kant Studies Today* (1969), p.306

られようとしているものを「可能だが、現実的でないもの」⁹⁾とする。経験的脈絡におかれ、制限を強められたこのあり方において可能的知覚は、かえってその性状を明らかにするように思われる。実在的に可能なものとしてそれは、ある筈の諸知覚の結合へと系列を導くものである一方、つねに、ありうるもの、未規定なものへと関係して、可能なものの領域を知覚の主体に開示してゆく。つねに現実的なものに始まるこのあり方、現実的なものといまだ現実的でないものが連続的移行において捉えられ、その限りで区別されるこのあり方においても、可能的知覚が悟性の統一を実現する。現実的と、それと区別される限りの可能的との相違にかかわらず、経験とその対象の本質構造はこのように提示される他ないのである。

本稿では総合判断における第三者への超出という観点から、数学の場合の検討に始め、力学的原則における可能的知覚の役割を明らかにした。数学における概念のア・プリオリな直観に対する関係と、カテゴリーの可能的知覚に対するそれは、単に判断の形式上の類型にとどまらない一致が見て取れた。両種の概念は共に、自らを根拠に対象へとかかわり、そこに普遍性を現すことによって、同時に個別なものの固有な領域を、概念の外に可能にするのであった。更に様相の原則における可能的知覚の検討は、物の実在的可能性と「規定された可能性」との相違を明らかにする一方、両種の物の可能性が共にカテゴリーのもとにのみ成立することを明らかにしたのである。

9) *ibid.*, p.314